

札幌市議会委員会条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 1 日提出

全 議 員

札幌市議会委員会条例の一部を改正する条例

札幌市議会委員会条例（昭和 31 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（出席方法の特例）

第 10 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる事由により委員会の開会の場所に参集することが困難であると認めるときは、当該委員からの求めに応じ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による委員会への出席を許可することができる。ただし、第 14 条（議事公開の原則、秘密会）第 1 項ただし書の秘密会への出席については、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由（前号の事由を除く。）

2 前項に規定する方法での委員会への出席に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

委員会の開会の場所に参集することが困難であるときの委員会への出席方法の特例を定めるため、本案を提出する。